

京都市告示第 356 号

都市計画法（以下「法」という。）第 21 条第 2 項の規定において準用する法第 19 条第 1 項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画を変更したので、法第 21 条第 2 項の規定において準用する法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成 20 年 1 月 17 日

京都市長 榎 本 頼 兼

1 地区計画の名称

明倫元学区地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

京都市中京区饅頭屋町、七観音町、烏帽子屋町、鯉山町、山伏山町、菊水鉾町、了頓図子町、観音堂町、三条町、六角町、百足屋町、骨屋町、玉蔵町、西六角町、橋弁慶町、姥柳町、不動町、占出山町、天神山町及び西錦小路町

京都市中京区場之町、柿本町、役行者町、町頭町、手洗水町、箏町、小結棚町、炭之座町、御倉町、衣棚町、釜座町、姉西洞院町、梅忠町、堂之前町、一蓮社町及び元法然寺町並びに下京区郭巨山町、月鉾町及び函谷鉾町の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)